

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号
4K6Z23C02300	4LAF2AF0014 0001		
品名 または 件名			
装甲戦闘車両のアクティブ防護システム搭載に関する概念実証業務委託			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使用 器 材 名			
数 量	単位	銘 柄	使用 期 限 等
1.00	ST		
納地または工事場所		引 渡 場 所	
陸幕		陸幕	
搬 入 場 所		納 期 ま た は 工 期	
		令和8年2月20日（金）	

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
 入札日時場所：令和6年11月12日（火）11時00分 中央会計隊入札室（E-1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争参加資格

防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項第1号から第7号に該当する者は格付けを問わないが、各号のいずれかに該当すること及び本公告の調達物品に係る資格の種類を有しており本公告の調達物件を履行できる技術力が確認できる書類等を令和6年11月6日17時00分までに書面等にて提出すること。

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する契約条項

「役務請負契約条項」
 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 「暴力団排除に関する特約条項」
 「特定費目の代金の確定に関する特約条項」
 「早期装備化契約特別条項」

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日又は休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（FAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所
別途執行日時を示し、後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による。
- ク 契約手続の問い合わせ先
中央会計隊契約科第3班 當銘（とうめ） (TEL:03-3268-3111 内線47555)
(FAX:03-5269-5135 (直通))

仕様書に関する問い合わせ
陸上幕僚監部装備計画部開発課 川岸 (TEL:03-3268-3111 内線41774)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
(早期装備化実証推進事業) 装甲戦闘車両のアクティブ防護システム搭載 に関する概念実証業務委託		GRD-Z000981B	
		防衛大臣承認	令和 年 月 日
		作 成	令和 6年 7月 31日
		変 更	令和 6年10月 16日
		作成部隊等名	陸上幕僚監部装計部開発課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊が実施する装甲車両の改善（APS等）において使用する器材の概念実証業務委託について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1 概念実証

新たな装備品等の実現性の検証を行うため、実証等を通じて部隊等の仕様に供する際の課題等を検討するとともに、改良方法や、改良に要する想定工数及び期間、コスト、リスク等を整理するための行為をいう。

1.2.2 実弾射撃検証

本仕様書に規定される要求に即した実弾射撃による検証を行い、製品として評価を行う行為をいう。

1.2.3 要求元

陸上幕僚監部装備計画部開発課をいう。

1.2.4 対戦車弾

モンロー／ノイマン効果により装甲板を貫通する成形炸薬弾頭を搭載した弾薬を言う。

1.2.5 対戦車てき弾

対戦車弾のうち、誘導制御機構を有さず、主に直接照準かつ低伸弾道により命中を期するものをいう（ロケットモーターによる自己噴進機構を有するものを含む。）。

1.2.6 対戦車誘導弾

対戦車弾のうち、目標の熱源、射手等の指示・指令による誘導制御機構を有するものをいう。

1.2.7 対戦車誘導型トップアタック弾

対戦車誘導弾のうち、目標前で高度を上げ目標の側面ではなく、上部部分に対し命中を期するものをいう。

1.2.8 装甲戦闘車両

装軌及び装輪式の装甲をもつ車両のうち、口径20 mm以上の機関砲等の火力性能を保有する戦車等の車両をいう。

1.2.9 APS

Active Protection Systemの略、附属するレーダ及びセンサ等を用い装甲車両に対し飛翔する対戦車ミサイル、対戦車誘導弾及び対戦車誘導型トップアタック弾を検知し、連接する発射装置より飛翔体を発射することでこれらを迎撃し、装甲戦闘車の被弾を防ぐことができるものをいう。

1.2.10 フェールセーフ

システムにおいて、構成品及び接続される附属品の破損や誤作動、誤動作による障害が発生した場合、常に安全側に動作するような設計をいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約締結後当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとし、引用文書に定める事項がこの仕様書に定める事項と相違する場合には、この仕様書が優先する。

a) 規格

JIS Z 8301 規格票の様式及び作成方法

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GLT-CG-Z000010 陸上自衛隊知的財産権共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

GV-Y120001 10式戦車

c) 法令等

入札及び契約心得（平成27年防衛装備庁公示第1号）

ライフサイクルコストの細部見積要領について（通知）（装プ事第11143号）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔陸幕装計第34号（1.5.29）〕

先端民生技術の導入及びその早期装備化のための取組の試行について（通達）〔令和5年防整計（事）第324号（5.8.31）〕

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）

1.4 附属書

附属書A 実弾射撃検証実施項目

附属書B	技術資料
附属書C	成果報告書作成要領

2 業務委託に関する要求

この業務委託は、APSについて、陸上自衛隊が想定する運用への適性を評価するため、製造会社によって附属書Aに規定する検証を実施し、その成果を得るものである。

2.1 検証対象器材

検証対象器材は、表1による。

表 1-検証対象器材

器材名	カタログ製品名 ^{a)}
APS	Rheinmetall社（ドイツ）製 Strike Shield, Elbit社（イスラエル）製 Iron Fist 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
注 ^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

2.1.1 機能・性能

同等品の基準となる機能及び性能は表2による。

ただし、Rafael社（イスラエル）製 Trophyは同等品に含まない。

表 2-機能・性能

項目	機能・性能
迎撃性能	全周から飛来する対戦車てき弾及び対戦車誘導型トップアタック弾に対し、これを継続的に迎撃（同一方向から連続して飛来する対戦車弾）し、搭乗人員及び車両への被弾を防ぐことができること。
検知性能	APS搭載車両に対し全周から飛来する対戦車てき弾、対戦車誘導弾及び対戦車誘導型トップアタック弾を検知できること。
副次的被害	迎撃時における車両近傍における人員に対する危険地域及び安全地域が明示できること。
重量	APSの機能発揮に必要なすべての構成品の合計重量が1,000kg以下であること。
通信・管制性能	検知から迎撃まで自動的に対処可能なこと。
安全性	フェールセーフ機能及び操作員の安全性が確保されること。
搭載性	所定の改造を施した上でGV-Y120001へ搭載可能であること。

2.1.2 器材構成

器材構成は、表3を基準とし、細部は製造会社による。

表3-器材構成^{b)}

器 材		数 量	注 記
センサ及び発射器		1 式	車両の全周または別途指定する領域を覆域すること
操作端末		1 式	センサ及び発射器と接続可能なもの
表示器		1 式	
制御器		1 式	
迎撃弾	実 弾	4 発	A P S 指定のもの
搭載試験用標的		1 式	製造会社の仕様による。

注^{b)} 製造会社は機能・性能に規定された項目を達成するためAP Sに必要な機材構成、設置位置及び数量を変更できるものとする。ただし、器材構成、設置位置及び数量を変更する場合、要求元の承認を得るものとする。この際、搭載試験用標的におけるAP Sの設置位置については要求元と十分に協議し承認を得るとともに、要求元が本業務委託成果をもって装甲戦闘車両の適切な位置への取り付けを行うために必要な資料を技術資料に記載すること。

2.2 期間・実施場所・業務委託概要

期間、実施場所及び業務委託概要は、表4に示すとおりとし、細部は実施計画書による。

表4-期間・実施場所・業務委託概要

項 目	業務委託概要
期 間	契約締結後～令和8年2月20日（金）
実 施 場 所	製造会社所在国又は要求元が承認した国（細部は製造会社の計画による。）
業務委託概要	検証対象器材の実弾射撃検証の実施、成果報告書及び技術資料の作成
備 考	器材の使用に係る電波使用申請など、必要な手続きは、契約の相手方が実施するものとする。 また、要求元の指定する人員が実弾射撃検証実施場所（以下、試験場所という。）における検証確認を実施する場合、試験場所までの国内移動及び試験場所における移動の支援を実施するものとする。この際、試験場所への入場及び試験場所の当該国内における必要な申請等を実施するものとする。

2.3 細部業務委託内容

2.3.1 実施計画の策定

契約の相手方は、本業務委託の実施に先立ち、契約締結後、2週間以内に次の事項を記載した実施計画書を作成し、要求元の承認を得るものとする。この際、表5に示す車両搭載検討基礎資料について製造会社所在国国内法及び関係規則を遵守し、提出するものとする。

- 1) 実施体制
- 2) 実施日程
- 3) 実弾射撃検証実施要領
- 4) 車両搭載検討基礎資料
- 5) その他

表 5-車両搭載検討資料

番号	提出すべき基礎情報
1	A P S機能を発揮するための装置構成及び結線図
2	各装置の形状，質量，取付インターフェイスの種類・型番
3	乗員操作部位及び操作要領，整備上の操作部位及び操作要領（必要空間の計算のため）
4	取付部の必要剛性（固有振動数）
5	センサ1基あたりのセンサ覆域
6	発射機1基あたりの迎撃可能範囲
7	リアクションタイム （脅威の発射をセンサで発射検知してから迎撃するまでのタイムシーケンスと対処可能な脅威の射距離範囲）
8	対象脅威の迎撃後残存威力（車体に必要な装甲板厚等の計算に必要な情報）
9	迎撃弾（CM）発射時の反力
10	迎撃弾（CM）発射時の車体に対する破損可能性 （発射機の設置位置からの距離と爆風圧の関係，副次破片発生の有無とその威力）
11	温湿度の環境条件（使用，保管）と冷却・保温の必要性
12	その他，取付，操作上の制約事項（電磁波影響，安全装置等）
13	センサ情報等のBMS（日側のBattle Management System）へ出力可能な情報
14	BMSへの出力情報の通信I/F，プロトコル，更新周期
15	使用コネクタ型番，ハーネスの長さ制約，各ハーネスの曲げR最小値
16	車体に対する接地（アース）の必要性の有無及び箇所，車体部に対する絶縁を要する部位とその絶縁抵抗値
17	必要電源電圧（許容変動範囲），消費電力（瞬時最大，定格，待機時）
18	ブレーカ等の過電流保護回路の有無
19	無停電電源装置もしくは類似機能装置の有無

2.3.2 業務委託実施環境の準備，設置等

本業務委託の実施にあたり，必要となる設備，ソフトウェア等を契約相手方の負担により導入し，業務委託実施環境を準備すること。

2.3.3 技術資料の作成

対象となるA P Sに係る関連資料として，附属書Bに基づき技術資料を作成し，内容について要求元の確認及び協議を経たのちに成果報告書として納入するものとする。

2.3.4 成果報告

本概念実証における成果は，実弾射撃検証終了後速やかに取りまとめ，附属書Cに基づき成果報告書(案)を作成し，内容について要求元の確認及び協議を経たのちに成果報告書として納入するもの

とする。

2.3.5 その他の必要事項

- a) 細部については、契約の範囲内において、要求元との相互調整により実施する。
- b) 要求元との調整窓口は、日本国籍を有するものが日本語で対応できること。
- c) 製造国政府機関の指示により、本仕様書に基づく内容や成果の一部を製造国政府機関と要求元の間で直接伝達、送達等する必要がある場合は、要求元と調整を行う。
- d) 本仕様書に基づく内容や成果の一部に必要な搭載検討において、必要によりGV-Y12000 Iの製造企業と秘密保持契約を結ぶとともに、要求元が主催する会議において必要な助言を行うものとする。
- e) 本役務の実施計画の説明、実弾検証内容の協議、実弾検証成果の説明、技術資料の説明及び最終成果報告の会議（計5回）に参加する。実施時期は要求元との調整により実施し、実施場所は要求元所在場所（市ヶ谷）を基準とする。

2.4 提出書類

提出書類は、表5によるものとし、言語は日本語とする。

なお、電子媒体による提出は、電子データを直接PDFに変換するものとし、印刷物のPDF化は原則として認めないものとする。なお、図表については、CSV形式又はスプレッドシート形式での電子データとする。また、図面等は努めてA3版に縮小して、電子化するものとする。ただし、既に保有する設計資料であって、PDFに直接変換することが困難なときはこの限りではない。電子媒体による提出は、Windows10で読み取り可能なDVD-Rで提出するものとし、PDFはPDF 1.7（ISO 32000-1）で共にウイルスチェックを実施したものを納入するものとする。

表5-提出書類

番号	提出物名	提出時期	提出先	部数	備考
1	実施計画書	契約締結後2週間以内	陸上幕僚監部 装備計画部 開発課	1	電子媒体
2	成果報告書（案）	実弾射撃検証終了後速やかに		1	附属書Cによる。 電子媒体
3	技術資料（案）	令和7年8月30日まで		1	附属書Bによる。 電子媒体
4	取扱説明書	納期までに		1	電子媒体
5	整備資料	納期までに			

2.5 納入書類

納入書類は、表6によるものとし、言語は日本語とする。

なお、電子媒体による提出要領は、2.4と同様とする。

表 6-納入書類

番号	納入書類名	納入先	部数	備 考
1	技術資料	陸上幕僚監部 装備計画部開発課	1	電子媒体
2	成果報告書		1	電子媒体

3 品質保証

検査は、契約担当官等が定める検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 履行確認

契約の相手方は、契約締結後より月 2 回を基準として、要求元に進捗状況を報告すること。

4.2 安全管理

契約の相手方は、本業務委託の遂行において安全を最優先するものとし、要求元の指示に対して十分な安全の確保が困難な場合は、要求元に協議を申し出ることができる。

4.3 発生材の処置

本業務委託で生じた発生材は、契約の相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

4.4 官側の支援

契約の相手方は、次に示す事項について、必要により、事前に官側と調整の上、官側の支援を受けることができる。

- a) 提出書類の作成に、官側が必要と認めた資料などの提示に関する事項
- b) 実弾射撃検証実施に当たり官側が必要と認めた物品及び地域に関する事項。但し、官が保有または運用する演習場等の使用は除く。
- c) その他官側が必要と認めた事項

4.5 貸付文書

貸付文書は、表 7 による。貸付けに当たっては、必要分だけとし、細部は官側の指示による。

なお、貸付場所は、要求元（陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地）とし、貸付時期については、官側との調整による。

表 7-貸付文書

品名	数量	文書番号
アクティブ防護システム射撃検証要領	1	4523766821

4.6 官側資料の使用に関する注意

官側資料の使用に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.2による。

4.7 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1によるほか、次による。

- a) 契約の相手方は、この業務委託の履行にかかる物件、書類、図面などで秘密に指定されているものの取扱いがある場合、省秘訓令に基づく秘密保全に関する付帯契約によらなければならない。

b) 契約の相手方は、この業務委託により知り得た内容を第三者に漏洩してはならない。

4.8 業務の実施組織

契約の相手方は、この業務委託の実施にあたって次の組織を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うとともに契約を履行するために必要となる、業務に従事する個人（以下、「作業実施者」という。）を十分に確保すること。
- b) a)項の作業実施者がこの業務委託を履行できる経験、業績などをもつこと。
- c) a)項の作業実施者が、b)項に掲げるもののほか、履行に必要な又は有用な、もしくは背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績などをもつこと。
- d) a)項の作業実施者が他の手持ち業務などとの関係において、履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- e) この業務委託の履行にあたり保全すべき情報が存在する場合、知り得た情報を適切に管理できること。

4.9 サプライチェーン・リスクへの対応に関する要求

- a) 本業務委託は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、本改修のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込みなどが行われるリスクへの対策を行う。
- b) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.1.1による。

4.10 不測事態への対応

本業務委託の履行中に生じた不測事態の対応は、要求元との調整によるものとする。

4.11 仕様書に関する疑義

この仕様書において疑義が生じた場合は、要求元と協議するものとする。

附属書 A
(規定)
実弾射撃検証実施項目

A.1 適用範囲

この附属書は、A P Sの実弾射撃検証において要求する検証項目について規定する。

A.2 一般的要求事項

契約の相手方は、A.3の規定を網羅して実施計画を立案することとし、実弾射撃検証終了後において成果報告書に反映する。

A.3.1 共通事項

検証実施項目は表A.1を標準とし、細部は要求元との調整による。

A.3.2 実弾発射試験

実弾発射試験において、発射時及び着弾時の状況を撮影した動画を成果報告書の一部とする。なお、実弾発射試験では対戦車てき弾もしくは対戦車誘導弾2発、対戦車誘導型トップアタック弾2発を使用し検証するものとする。

表A.1-検証項目

番号	検証項目		実施要領
1-1	検知性能	全周から飛来する対戦車てき弾及び対戦車誘導型トップアタック弾の継続的に検知可否	実弾射撃試験により、同一方向から低進弾道により連続して飛来する対戦車てき弾又は対戦車誘導弾の検知可否を検証
1-2			実弾射撃試験により、複数方向から同時に飛来する対戦車誘導型トップアタック弾の検知可否を検証
1-3		検知性能諸元の確認	企業データの確認
2-1	迎撃性能	全周から飛来する対戦車てき弾及び対戦車誘導型トップアタック弾の継続的な迎撃可否	実弾射撃試験により、同一方向から低進弾道により連続して飛来する対戦車てき弾又は対戦車誘導弾の迎撃可否を検証
2-2			実弾射撃試験により、複数方向から同時に飛来する対戦車誘導型トップアタック弾の迎撃可否を検証
2-3		迎撃性能諸元の確認	企業データの確認
3-1	副次的被害	迎撃時の副次的被害の範囲及び程度	実弾発射試験により、迎撃時の衝撃波の影響範囲及び破片等飛散の影響範囲を確認
3-2			企業データの確認
4	通信・管制性能	検知から迎撃まで自動的な対処の可否	実弾射撃試験により検証

● 附属書B
(規定)
技術資料

B.1 適用範囲

この附属書は、APSの技術資料の細部を規定する。

B.2 一般的要求事項

この契約における技術資料は、表B.1による。

なお、既存の取扱説明書及び整備資料に記載されている場合は、当該資料を提出するとともに、不足分を報告書として作成し、要求元に提出する。

表B.1-技術資料

番号	項目	区分	内容
1	機能性	製品に関する情報	APSの概要、検知性能、副次的被害に伴う危険地域及び安全地域、総重量、運用制限
2		搭載性	GV-Y120001の車両搭載に必要なCADデータ(DXFまたはJWW形式)もしくは設置図面案並びに機械インタフェース定義書、電気インタフェース定義書、通信インタフェース定義書(通信プロトコル等を含む)並びに装甲戦闘車両の適切な位置への取り付けを行うために必要な資料
3		悪天候時の運用に関する情報	運用に影響を及ぼす気象制限
4		通常手順及び緊急手順	規定する手順
5		その他技術情報	制御関連情報、システムステータス、サイバーセキュリティ、電源入り動作から検知・迎撃シーケンスが可能となるまでの各器材における所要時間及び合計時間
6	運用	操作要領	契約の相手方が推奨する実弾搭載時における操作要領及び実弾非搭載時における訓練等に用いるための操作要領
7		訓練要領	契約の相手方が推奨するAPSの訓練要領
8	通信	—	搭載装備品の電波試験成績書、無線検査測定結果、無線検査に必要な器材、運航に必要な日本国内の無線資格
9	保全	通信保全	使用可能な暗号の種類、乗っ取り防止、データログの確認・出力方法

・附属書 C
(規定)
成果報告書作成要領

C.1 適応範囲

この附属書では、早期装備化実証推進事業における成果報告書作成要領について規定する。

C.2 一般的要求事項

成果報告書は、次による。

C.2.2 様式等

様式は、JIS Z 8301によるものとし、原則A4サイズ（縦横自由。必要に応じてA3判折り込み可）とし、データについては、Officeドキュメント形式とする。

C.2.3 表紙書式

随意とする。

C.2.4 本文書式

Office Wordで作成する場合の書式は、次のとおり。

- a) 余白 全て20mmとする。
- b) 文字サイズ 10.5ptを基準とする。
- c) フォント MS明朝を基準とするほか、表題等はMSゴシック太文字とする。
- d) 文字数 45文字
- e) 行数 41行

C.3 作成要領

企業等は、早期装備化に際して考慮すべき事項について次を基準とし、報告書にまとめ提出を行う。

C.3.1 実弾射撃検証実施時期・場所

実弾射撃検証を実施した時期・場所について記載

C.3.2 実弾射撃検証実施成果

附属書Aにより実施された検証結果について記載

C.3.3 早期装備化に係る分析

早期装備化に際して考慮すべき事項について次を基準とし、報告書に記載することとする。
ただし、要求元から指定された場合は、一部を省略することができる。

a) コストの見積

費用対効果の検討に必要な見積資料であり、作成要領は、「ライフサイクルコストの細部見積要領について」（通知）（装プ事第11143号）に基づき作成

b) 性能検討

企業として想定する運用構想に見合った機材構成、提案設置位置、機能、性能、システム構成等の検討

b)の提案設置位置への安全な取付のため、取付手順及び取付に係る必要な事項を記載したもの。

オープンアーキテクチャの利用など将来的な能力向上のための拡張性及び汎用性の確保の検討

取得方法の妥当性に係るコスト比較も含めた検討

C.3.4 概要設計

必要に応じ、個々の拡張機能の実装方法（配置図、寸法図、外観図、画面遷移図等）、想定工数及び期間を検討

図 C.1 に基づく構成品一覧表及び部品表を作成する。

[illegible]

入 札 書

調 達 要 求 番 号	4LAF2AF0014	契約実施計画番号	4K6Z23C02300
-------------	-------------	----------	--------------

金額 円

(税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額
装甲戦闘車両のアクティブ防護システム搭載に関する概念実証業務委託	仕様書のとおり	1	ST		
納入(履行)場所	陸幕		納入期限(工期)	令和8年2月20日	
入札(契約)保証金	免 除		入札(見積)書有効期限		

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 6 年 11 月 12 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 宮 内 修 嗣 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連絡先

委 任 状（入札等）

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所：

会 社 名：

代表者名：

担当者名：

連 絡 先：

令和 6 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者